

(参考資料)

「行政不服審査制度検討会 中間取りまとめ(案)」に対して  
各先生方から寄せられたご意見

- (1) 1頁1～2行目：主語・述語の関係がおかしい。
- (2) 1頁下から8行目：「現行行審法においては」のあとに、「原則として、」を挿入する。
- (3) 2頁下から8行目：「行政組織上、」という語句が必要か？
- (4) 4～6頁など：「審査庁」という語と「裁決権者」という語が別個に用いられているが、使い分けの基準は？
- (5) 5頁：「仮の義務付け」も可能なことを明記すべき。
- (6) 7頁7行目：「審査請求又は」「審査請求人又は」
- (7) 7頁「第4 不服申立人適格」

行政事件訴訟法9条と同一という割り切りには、躊躇を覚えます。そこで、なお、含みをもたせるために、「行訴法9条の改正の趣旨にも配慮した」の前に、「不服申立制度の趣旨のほか、」を挿入することを提案します。
- (8) 9頁：「3 差止め裁決」について

「今後、当該……義務付けていくことを含め、各作用法でこのような…」との記述ですが、これは、現行の行政手続法はいじらないという趣旨でしょうか。それとも、行手法10条を改正して、現行の努力義務規定から、原則的義務規定にすることも選択肢に入っているのでしょうか（後者が望ましいように思いますが）。

全体的には、前向きな改革方向であり、大変嬉しく感じます。

1、「第三者機関」について、設置形態は(1)が良いと思いますが、仮にどの形態になったとしても、第三者機関の発意によって基準などの運営改善について意見表明ができる、という規定を加えては如何でしょうか。個別の案件の調査などから得られた情報あるいは何らかの方法で収集した国民の情報を元に、状況に応じた改善が可能になるのではないのでしょうか。

2、「処分に準じる行政指導」についても、方向性は賛成ですが、地方自治体との関係整理が必要なように思います。前回の資料の「例1」に開発負担金の拠出を求める行政指導の事例が載せられています。全国の自治体の条例、要綱には違法と思われるものもいくつかあると認識しています。しかしながら、これらの多くは「住民の生活(日照権等も含)を守る」「乱開発を防止する」といった目的のもとで、住民の期待に支えられて制定されています。

しかしながら、当然、行政指導によって処分に近いと考えられる影響を受けた国民の権利も守る必要があります。そこで、このような事例を不服審査制度の対象とすることには賛成ですが、明らかに違法(あるいは合法)と考えられる場合には裁決が可能であるが、自治体の権限の範囲に抵触する恐れがあるが改善の必要性があると判断される場合には、「第三者機関」に諮問できることが必要かと思います。そこで、この面からも「第三者機関」の意見表明が認められた方が良いと思います。意見表明は当然強制力を持たないわけですから、最終的には当該自治体の判断であり、地方自治への侵害にはならないと思います。

## 【意見】

## (1) 第3

## 1 争点及び証拠整理手続

P6 (1)(2)(3)の「争点及び証拠整理手続」という文言は、訴訟法(民事訴訟法 164 条など)で用いられているが、その内容は弁護士が書面を作成し、証拠もある程度整えて裁判官の下で行われるというイメージがある。

しかし、審査請求人に弁護人がいるケースは少なく、証拠も自分で整えることができない者が殆どであり、硬い手続が必要になるとの誤解を招き兼ねない。

また、審査庁(審理担当官)も整理手続を理由に請求人に過大な負担をかけたり、審理遅延の口実とするなどの結果を招くおそれが生じるのではないか。「争点及び証拠整理手続」という硬い文言ではなく、より簡易なイメージとなる文言の方が適当である。

なお、この文言に代わる適当な文言がないときは、「いやしくも審理担当官は、審査請求が簡易迅速な手続である趣旨にかんがみ、争点及び証拠整理手続を理由として請求人に過大な負担を負わし又は審理遅延の理由としてはならない。また請求人は積極的に協力しなければならない。」旨言及しておく必要があるのではないか。

## (2) 第3

## 2 標準審理期間及び審理状況に関する説明

(P6 下から6行目)「標準審理期間を個別に設定して公表」

「公表」とは、広く一般に知らせることを意味するが、他に同種の審査請求を行おうとしている者が多くいるなどの例外的な場合を除いて、個人が行政庁と争訟状態にあることは個人情報であり、「公表」することは適当ではない。「請求人に知らせる」又は「通知する」とすべきである。

## (3) 第5 不服申立期間

## 1 (P7 下から5行目)

「不服申立期間を60日から6ヶ月に延長することが望ましい」

行訴法で出訴期間を3ヶ月から6ヶ月に延長することになったのは、訴訟提起するのに弁護人の選任などの準備期間を必要とし、現実に出訴困難となっているという現実を踏まえた理由があったものである。

現行法の不服申立期間で現実にとどの様な分野で支障が出ているか把握する必要があるのではないか。(税の分野で不服申立期間を徒過し、却下となるものは皆無と言える。)

現行2ヶ月が短すぎるということであれば、3ヶ月に延長し、さらに6ヶ月を必要とする行政分野があれば、そのような類型について6ヶ月に延長することでよいと考える。

なお、一般的には長期の期間経過により、証拠の散逸、原処分担当者の人事異動・記憶減退等により、簡易迅速な処理の阻害要因になると思われる。

## 【質問】

### 第2 客観的かつ公正な審理の実現

#### 4 執行停止(1)ア

(P5 14行目カッコ書き)

執行停止に関するただし書きにおいて、現行行審法34条4項ただし書き(執行停止の例外)の「処分の執行若しくは手続の続行ができなるおそれがあるとき、」が削除されている。

国税通則法105条では、不服申立が行われると、原則として、財産の「換価」は禁止され、行審法よりも幅広く執行停止が行われる。

ただし、例外として、「その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき」は換価できることを定めている。

この規定は、生鮮食品、酒などを差押さえた場合、「手続の続行ができなくなる」という行審法の「ただし書き」を前提にしたものではなく、早期に換価しなければその方が「重大な損害」を生じるためであることを考慮したものである。(差押えを解除しても請求人本人が売却等換価しなければ損害を生じるという事情は同じ。)

したがって、現行行審法の当該部分を削除しても、国税通則法の規定とは抵触しないと解されるが、そのような理解でよいか。

審査請求申立期間は、行政事件訴訟とは異なり、3か月でもよいのではないか。

(理由)簡素迅速を目的とする制度(無料)であるので、行政事件訴訟の出訴期間より短い方が望ましい。

第3者機関の1の(2)のうち、新たな機関を設立することは行政コストがかかり適当ではないのではないか。

行政指導の「審査請求」申立期間は、一般の審査請求申立期間よりも短くてもよいのではないか。

(理由)機動的な実施を必要とし、かつ、事実行為に過ぎない行政指導を長期間不安定な地位にとどめるべきではない。

行政指導の「審査請求」は、行政指導の「違法性」のタイプと救済内容との相互関係を慎重に検討する必要がある。

資料3の(1)は、「行政手続法第34条違反により殊更に許認可等の権限を表示してする行政指導」に限定するべきである。

資料3の(2)は、「法令上、法令違反の是正を目的として、当該行政指導に従わない場合には公表その他の法定の不利益取扱いを行うこととされているもの」に限定するべきである。

救済内容として、既に行政指導に従って自己にとって不利益な行為をした場合の原状回復を不服審査法で規定すべきか、規定するとしてどのように規定するかについては、慎重に検討する必要があるのではないか。(行政指導によって一定の義務・権利侵害を強いられた場合と任意に協力した場合との区別の認定は容易にできるのか。(違法な行政指導に従ってした行為の原状回復の態様としては、負担金返還の他、何があるのか。(権利の侵害はどのように原状回復するのか。(原状回復の措置としての救済内容の法律構成をどのようにするのか。(行政指導によって義務・権利侵害を強いられたというが、外観上は任意に協力したものであることからすると、原状回復については、民事的な構成をする必要はないか。(行政指導が違法であったというだけで、「行政指導庁」に金員の返還を命じることはできるか。「裁決」によって「行政指導庁」に金員の返還権限が生じるのか。予算措置はどうするのか。(国家賠償が妥当ではないのか。(不服審査法に、公法上の義務として、「認容裁決」があった場合の「行政指導庁」あるいは、国、地方公共団体の原状回復義務を

定めるのか。)

証拠資料の謄写を認める場合は、手数料を規定する必要がある。(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条)

「中間とりまとめ」に当たり、行政不服審査制度において申請認容義務づけ裁決ないし申請認容裁決を導入するという提案と併せて、仮の申請認容処分に相当する仮の救済のあり方が議論になり得ると思われる。

申請不作為や拒否処分について執行停止が有効な仮の救済となり得ないことは、問題として夙に指摘されてきた。2004年の行政事件訴訟法改正では、これに対処するため、申請型義務づけ訴訟とともに、仮の義務づけが新たに設けられたところである。

もっとも、とりわけ社会保障分野では、仮の救済の必要性が大きいにもかかわらず、審査請求前置が比較的多く採用されているうえ、その処理期間など運用状況をみると、申請型義務づけ訴訟および仮の義務づけをつうじて実効的な救済を得ることが容易になったとは必ずしも言い難いように思われる。

行政事件訴訟法8条2項1号によっても、審査請求から3箇月経過することを要し（生活保護法65条1項では50日）、また、同条同号2号および3号を適用するとしても、解釈上なお明確でない点が残されている。

また、現行行政不服審査法34条第2項にいう「その他の措置」に、申請認容処分に相当する仮の措置またはその指示が含まれるかどうかもまた問題となる。ただ、従来、この文言については、原処分に代わる仮の処分をすることによって、処分の効力の停止、処分の執行の停止と同じ効果を生ぜしめるための措置であるという解釈が有力であったように思われる（田中=加藤・行政不服審査法解説〔改訂版〕173頁など参照）。

他面、行政不服審査制度における仮の義務づけを考えるうえで種々の問題が残されている点に鑑みるならば、訴訟との役割分担を考慮しつつ、個別法における不服申立て前置の再検討を促すことも考えられる。あるいは、個別法での対応（たとえば、仮の給付などの措置）もまた考えられるだろう。いずれにせよ、少なくとも、不服審査の迅速化を徹底することにより権利利益の実効的な救済を実現するという要請を、中間とりまとめに明示することが必要であると思われる。

## 中間取りまとめ案の体裁について

【意見】中間取りまとめ案では、幾つかの方向性が考えられるものについては、選択肢を示す形でとりまとめをすべきである。

【理由】中間取りまとめ案では、国民に広く意見を求めるためのものであるところ、幾つかの選択肢が示されているほうが、国民にとって判断、評価しやすく、より実質的で有効なパブリックコメントが得られると考えられる。

## 第1について

【意見】1ないし3の基本的方向性にいずれも賛成するが、「審査請求」を例えば「是正請求」に、「再調査請求」を「再考の申立て」としてはどうか。

【理由】国民及び運用する行政官にとって新たな制度としての位置づけを明確にするために名称を変更し、または適切な名称を考案すべきである。

## 第2について

### 1. 柱書き部分について

【意見】「不当性の審査も行うことについて、改めて審理の在り方として明記することが適当である」とする意見に賛成であり、少なくとも不当であるとの主張がある場合には審理を義務付ける明示的な規定が必要であると考えられる。

【理由】不当性審査は行政不服審査の特質であるが、これまでほとんど活用されて来なかった。行政の自己反省機能を実効化し、不当性審査を実質的なものとするために、明示的な規定を置くことが是非とも必要である。

### 2. 「1 対審構造（審理の主宰者）」について

【意見】客観的かつ公正な審理の実現のためには、対審構造の導入とともに第三者機関の関与が不可欠である。中間取りまとめ案の審理担当官による審理を行うという方向性に賛成するが、第7で述べられている第三者機関の関与を原則とすべきである。将来的には、省庁横断的な統一的第三者機関に審理させる方向に持っていくべきである。

#### 【理由】

決裁ラインから相対的に独立した審理官に審理を行わせることは、客観性を高める上で現行法より一歩踏み出したものとして評価できるが、人事ローテーションの中でこの変更がどの程度有効であるかは未知数である。「同じ穴の貉」による判断を避けるためには、第7の第三者機関を大いに活用することこそが

必要であると考えられる。

### 3. 「2. 審理手続の内容」について

【意見】基本的方向に賛成するが、答弁書の提出期限など一定の事項についても法定してはどうか。

【理由】複雑な事案については争点・証拠整理手続が容易されているが、そうでない事案についても期間制限などについて定めておくべきではないか。

### 4. 「3. 証拠資料の閲覧」について

【意見】閲覧のみならず謄写を手続的権利として認めるべきである。

【理由】不服申立てにおいて攻撃防御の機会を与えるためには、請求人及び参加人に対し、閲覧のみならず謄写を認めることが当然に必要である。

### 5. 「4. 執行停止」について

【意見】執行停止原則の採否及び要件の緩和について別に1項目を設け、国民の意見を求めるべきである。

【理由】行政不服申立ては訴訟とは異なり、行政内部での見直しに過ぎないから、訴訟と比べてはるかに柔軟に執行停止をすることができるはずであり、簡易迅速を旨とする手続である以上、短期間の執行停止として公共の福祉の観点からも容認されやすい場合があると考えられる。行政不服申立てにおいても既成事実の形成が許されるとすれば、不服申立てを利用しない誘因が生ずるとも考えられ、執行停止についての求意見が必要であると考えられる。

### 第3について

【意見】審理担当官による審理をする場合について、1ないし3の基本的方向性にいずれも賛成するが、第7の第三者機関による審理を中核とすべきである。

【理由】第2の2と同じ。

### 第4について

【意見】反対である。不服申立人適格は原告適格よりも広く解釈すべきことを法に明示すべきである。少なくとも反対意見ないし複数の意見があることについて、中間取りまとめ案に明示し、国民の意見を求めるべきである。

【理由】

制度趣旨の異なる不服申立制度において、不服申立人適格が行訴法上の原告適格の範囲と全く同じである必要はなく、むしろ広く柔軟に考えるべきである。原告適格に関する行訴法改正及び最高裁による判例変更があっても、そ

れとは独立の課題として検討すべきである。

関係法令の規則等まで仔細に検討しなければならない現時点の原告適格の解釈は分かりにくく、運用に難がある。

行政の自己反省機能を重視し、少なくとも、事案の重大性等を勘案し、必要と認めるときは不服申立人適格の判断を留保して、任意に審理できるという制度の導入を検討すべきではないか。

## 第5について

【意見】基本的方向に賛成する。

## 第6について

### 1. 「1 申請型の義務付け裁決」について

【意見】中間とりまとめ案は、制度創設については賛成だが、不作為の場合にも義務付け裁決を認めるべきと考える。この点についても広く国民の意見を求めるべきである。

【理由】制度創設に賛成である。

賛成できない点の第一は「審査庁が処分庁でも処分庁の一般監督権を有する上級行政庁でもない場合には、義務付け裁決ではなく、申請拒否処分の取消裁決又は申請に対し何らかの処分をしないことを違法又は不当と宣言する裁決を、終局判断として行うものとする」の部分である。この点、日弁連が用意している法案では、審査庁は行政審査院の答申を受けた処分庁と言う構造になっており、その処分庁に新法で裁決権を与えるから、中間とりまとめ案の上記のような区別をすることなく義務付け裁決が出せる。中間とりまとめ案がその出発点に「審理の一段階化」をかかげながら、また「上級行政庁があるか否かという不服申立人からすると偶然の差異により不服申立手続の権利保護のレベルが異なるのは不合理である」と記載しながら、新制度設計にあたってこのような重要な効果に差異を設けることに結果するのは適切でない。

この部分についても義務付け裁決を認めるべきである。

第二は不作為の場合に再調査請求しか認めない点である。この点は現行法7条からの後退である。不作為の場合にも義務付け裁決を認めるべきである。制度設計としては、審査庁に対する申立て、処分庁に対する申立ての2つ用意して、申立人に選ばせることも考えられる。

### 2. 「2 非申請型の義務付け裁決」及び「3 差止め裁決」について

【意見】反対である。制度を創設すべきである。少なくとも反対意見があることについて中間とりまとめ案に明示し、国民の意見を求めるべきである。また、

仮に行政手続法の改正により整備する方向であるとしても、その改正案と実現に向けたスケジュールを具体的に提示すべきである。

【理由】中間とりまとめ案は、これらの問題を行政手続法の課題として整理している。しかし、第三者が義務付けを求める場合には、直ちに義務付け訴訟を提起することができるのであって、すでに紛争化していると見るべきであり、事後手続の問題として位置づけることが適切である。このことは差止め裁判についても同様である。不利益処分への対処が執行停止の改善で行えると言うのであれば行訴法で制度化した意味を説明できないし、第三者への利益処分を執行停止で対処できるということは通常はありえない。

現状では、行政が第一次判断権を行使した後に初めて不服申立手続が機能するが、行政が第一次判断権を行使する以前の段階では、司法審査による救済を求めるしか方法がないことになり、行政と司法の役割分担としても不自然な状態となっている。この場合、紛争化している点に着目し、事前手続に代えて事後手続を用いるものとしてはどうか。

事前・事後の行政手続を一連のものとして捉えるならば、事前手続と事後手続に関する法律が異なることを理由に改革を先送りにすることは許されない。

## 第7について

### 1．第三者機関の具体的な設置態様について

【意見】(1)に賛成するが、中間とりまとめ案では、他の論点と同様に幾つかの考え方を摘示しておくべきである。

#### 【理由】

行政不服申立てが十分に活用されていない現状で(2)案のように各府省ごとに設置してもほとんど利用されないおそれもあり、結局、改正の効果が得られないおそれがある。

(3)では国民に特にわかりにくく、またいわば片手間の仕事となりかねず、改正の趣旨に照らし適切でない。

所管省庁に目を向けるのではなく、国民に目を向けた機関として第三者性を高めるためには、(1)案を採用する必要がある、これは、国民にとってももっともわかりやすい選択肢であり、適切である。

### 2．第三者機関を諮問機関とする場合の審理手続について

【意見】審理担当官による争点・証拠の整理及び一応の事実認定がされるべきであるが、諮問機関が当該事実認定に拘束されないものとすべきではないか。また、審査請求人等が求める場合には、常に口頭意見陳述を認めるものとすべきではないか。

【理由】事実認定自体について審査請求人と処分庁の間に食い違いがある場合で、事実認定のみに争いがある場合には、中間取りまとめ案では、職権調査の規定を置くとしても、諮問機関が有効に機能しないおそれがあるのではないか。事実認定と法律解釈は必ずしも峻別できるとは限らず、審理の迅速化等の観点から、処分庁が一応の事実認定をすとしても、諮問機関がこれに拘束されないものとするべきではないか。また、口頭意見陳述は、審査請求人等がこれを希望する場合には重要な手続であり、諮問機関は原則としてこれを認めるべきではないか。

### 3. 第三者機関に諮問する案件について

【意見】原則として、一見して明らかに不適法な場合を除き、全件を第三者機関に諮問すべき案件とすべきである（ただし請求人が希望しない場合は審理担当官による審理でよい）。少なくとも申請に対する処分又は不利益処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合」（行政手続法10条参照）を諮問すべき場合として明記すべきである。

#### 【理由】

これまでの運用状況からすれば不服申立て件数は必ずしも多くはないため、中間取りまとめ案のように案件を絞り込みすぎると、第三者機関が実際にはほとんど利用されないか、ごくわずかの分野の案件のみに活用されことになりかねない。

行政不服申立ての実効化ないし救済率の向上のための法改正の要点は、審理の主体の問題であり、第三者機関の審理が不相当に限定されるならば、法改正の実質的効果はかなり小さくなってしまう。

中間取りまとめ案は二面関係に限定しているが、利害関係の錯綜する三面関係こそ第三者機関による審理が必要かつ適切であり、処分の名宛人にとっても充実した審理を受けることは決してマイナスなことではない（現に例えば開発審査会、建築審査会など第三者機関が審理をしている例も少なくない）。

### 第8について

【意見】中間取りまとめ案に賛成だが、さらに、現在、多用されている不服申立前置については総見直しをすべきことを提言してはどうか。

【理由】不服申立前置が司法救済の障害となっていることがあり、本改正を機に、真に前置を要求する必要性があるか否か、個別制度ごとに検討する必要がある。

なお、行政からのヒアリングに際し、不服申立前置がされている場合にはそ

の理由について説明を求めていますどうか。

#### 第9について

【意見】処分以外のものに対する不服申立については、行政不服審査制度研究報告書及び行政不服審査制度の特定事項に関する調査研究報告書に記載された方向で制度化を実現すべきである。ただし、行政立法については、その要否を含めて今後の積み残し課題として位置づけるべきである。

【理由】限られた検討期間内にすべての課題を検討することは困難であるが、少なくとも行政不服審査制度の特定事項に関する調査研究報告書において整理されたものについては、その方向で制度化することが国民のための行政不服審査制度の拡充のために是非とも必要である。行政不服審査制度研究報告書は行政立法を不服申立ての対象とすることが適当でない結論づけているようであるが、この点は本検討会でも十分に検討されておらず、今後の検討課題として明確に位置づけるべきである。

## 1 法改正の方向性全般について

国民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保するという目的のため、より充実した制度を構築するという行政不服審査法改正の趣旨に異論はないが、制度設計に当たっては、より門戸が広く内容が濃い制度を整備・運用するには人的、財政的な負担が伴うこと、その負担は究極的には国民に帰することを留意すべきではないか。今後、司法分野に従事する人口は増加することが見込まれており、裁判所の組織も拡大するのであろうが、一方、行政分野においては、むしろ財源の不足や公務員数削減のおそれが否定できない。そうした背景のもと多様化する行政需要の中で、争訟手続にどれほどコストをかけられるのであろうかを考えると、行政不服審査制度は、対象や手続きにおいて、行政機関内部において紛争を処理することが有意義であり実効的だと考えられるものに対象を絞り込むことも必要なのではないか。その意味で、たとえば、行政事件訴訟法で認められたものを、すべて行政不服審査法に並行的に盛り込むということをしなくてもよいのではないか。また、審理の充実だけでなく手続きの簡素化の途も用意しておくことも必要ではないか。

## 2 公共団体における制度のあり方について

地方公共団体に属する行政庁のする処分等、特に条例に根拠を有する処分等にかかる不服審査手続に関しては、審査請求人の手続的権利の保障の趣旨を損ねない一定の範囲で、条例により審査手続に関する特例を設けることを認める規定を盛り込むことも検討してもよいのではないか。

## 3 二段階審理手続（再審査請求の可能な処分）の原則廃止について

地方公共団体に属する行政庁の処分を対象とする不服申立てについては、現行の個別法令において、都道府県（または市町村）レベルに審査庁、国（または都道府県）レベルに再審査庁が設けられている事例が多数見受けられる。この場合の二段階審理手続は、国に属する機関が行う処分（たとえば国税徴収に関する処分等）についての二段階審理手続とは異なる制度目的で設置されているのではないか。一段階化の是非を検討する際には別段の配慮が必要ではないか。例・地方自治法に根拠を有するもの（206条、238条の7、244条の4、255条の3等）・生活保護法66条1項、都市再開発法128条2項・土地区画整理法127条2項、建築基準法95条に基づくもの等

#### 4 裁決権者と審理担当官の分離について

審査庁が処分庁でも上級行政庁でもない場合（例：福祉事務所長の保護の決定及び実施に関する処分を都道府県知事が審査する場合）にも、審理担当官に関する新たな規定を原則的に適用するのか。特に審理担当官が裁決案を提出し審査庁がこれを検討した上で裁決するなどの仕組みは不必要ではないか。

#### 5 口頭意見陳述について

現行法（25条1項）では、申立てがあっても例外的に実施しない場合があることを明示する規定はないので、一定の場合に例外があることを認めるものとするべきでないか。例えば、「ただし、審査請求人が審査庁に出頭して口頭で陳述することができないときはこの機会を与えることを要しないが、これに代わるものとして相当と認められかつ手続きを著しく遅延させない方法がある場合に、これにより意見を聴取することをさまたげない。」旨の文言を加えるなどはどうか。

#### 6 不服申立期間について

60日を6ヶ月まで延長するのではなく90日または120日程度が妥当ではないか。取消訴訟の出訴期間との比較について言えば、提訴の場合ほど複雑な準備の必要があるとは考えにくいので、同等にする必要はないのではないか。特に訴訟はなりにくいが行政不服審査の申立が多い分野のものについては、処分担当者の対応に対する不満を言うものが多いが、そのようなものはなるべく不満が新鮮なうちに申立てを締め切るべきではないか。審査庁の立場として、生活保護に関する処分における担当ケースワーカーや、児童相談所長の一時保護処分の場合の担当児童福祉司に話を聴きたいという案件は多いが、不服申立期間が経過するうちに異動で担当者が代わってしまう割合が増え審理が手間取るおそれもあるのではないか。申立期間が長くなると、審査担当者における審理の迅速化の動機付けが弱まるのではないか。

#### 7 第三者機関への諮問について

第三者機関は、構成員が常勤でない場合が多いと想定される、かかる機関が関与することは、審査の客観性・公正性の担保に資するものの迅速化の要請との両立を困難にする。処分の性格（たとえば、保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求については、50日以内に裁決をすべき旨の訓示規定がある。生活保護法65条1項）や審査請求人がいずれを望んでいる

のかも、考慮すべき要素ではないか。また、地方自治法には議会への諮問を要する不服申立てが規定されているので、この場合は重複を避ける制度にすべきではないか。